



Title	古今著聞集の研究 -助詞「の」・「が」の用法-(中)
Author(s)	福田, 益和
Citation	長崎大学教養部紀要. 人文科学. 1979, 19, p.1-11
Issue Date	1979-01-31
URL	http://hdl.handle.net/10069/9703
Right	

This document is downloaded at: 2019-04-21T16:55:25Z

古今著聞集の研究

A Study of "Kokon—Yomonzyū"

——助詞「の」「が」の用法——(中)

YOSHIKAZU FUKUDA

福田 益 和

(四)

説話文学としての本書(古今著聞集)における言語表現についてそこに重層的構造があるのを前提としながらも、本書の言語表現の一部をになう助詞「の」「が」のありようについて第二節、第三節にわたってその用法を表現類型の視点よりながめてきた。その結果、述べたごとく本書にみられる両助詞の用法は十三世紀中葉における言語事象を十分反映していると考えられる。

第四節以後においては、両助詞の待遇価値にかかわる尊卑表現の用法の問題をとりあげ、王朝志向者としての編著者橘成季の官人意識とからみあわせながらその実態を検討してみることにする。

周知のごとく宇治拾遺物語(七—二)「はりまのかみ為家侍きた事」にみえる「さたの」^(注12)、「さたが」^(注13)の言いまわしのちがいによる悲喜劇は、「の」「が」両助詞の差異に関する言語意識のあらわれとしてよく引用されるが、かかる言語意識はつとに藤原顕昭「古今集註(巻四)」にもみられ、

くだって経尊「名語記」、狂言「どんだらう」、高坂信昌「甲陽軍鑑」等においても記述され、絶えず人々の関心の対象とされたようである。のみならず十七世紀に至ると、さめた眼で日本語を記述したロドリゲス、コリャードの「日本文典」においても述べられ、十八世紀に及んで富士谷成章・御杖父子^(注14)によって犀利な文法的考察が為されている。近代に入ってからの文法研究は、管見によればかかる両助詞の待遇上の差異の事実を国語史の上からいかなる時期にわたってのものであると認定するのか、及びその用法の差異は「の」「が」両助詞自体の本質的差異であるのかあるいは他の語と接続した結果生ずる二次的差異であるのか、等を中心に考察が為されていると思われる。

すなわち、山田孝雄氏は「奈良朝文法史」^(注15)において、「の」「が」両助詞の相違について言及され、「の」「が」両助詞の意義上の主点が上接語にあるか下接語にあるかの区別をもって両助詞の用法上の顕著な差異とされた。これを契機として両助詞の上接語のうち人物をうける場合に尊卑表現等の区別が生じることが指摘され各時代にわたって論じられた。上代については青木侂子氏の万葉集・記紀歌謡・祝詞宣命を対象としての考察^(注16)、中古については此島正年氏が源氏物語・土佐日記・古今集^(注16)、安田喜代門氏

が勅撰集詞書、桑原淑子氏が八代集詞書、森野宗明氏が四条宮下野集、更には東郷吉男氏が平安時代のかな文学資料を広く対象として考察が為された。^(注20) 中世については土井忠生氏、小林好日氏の論をはじめとしてキリシタン資料、抄物、狂言、説話等の各中世資料を対象として寿岳章子、春日正三、本位田重美、山崎久之各氏の考察が為された。近世にいたっては右の山崎久之氏の歌舞伎・洒落本等を資料として特に「尊卑説批判」の立場から論じられた。^(注21) ここでは「の」・「が」両助詞自体に尊卑の差があるのではなく、これらの待遇表現価値の生じるのは両助詞に上接する語の性格に原因するものであることを指摘している。

以上が「の」・「が」両助詞の尊卑説に対する先学の考察の概要であるが、本稿はこれ等先学の諸説をもとに中世における言語資料としての「古今著聞集」を対象として両助詞の表現価値の実態を把握しようとするものであって、中世における「の」・「が」両助詞の表現価値について一つの資料を提供することになるであろう。

ところで右の諸説の中、注目すべきは本位田氏の説であると考えられる。本位田氏は宇治拾遺物語を対象として考察を為して居られるが、中で本書についても若干比較検討が為されている。筆者が第二節で大野晋氏の調査を援用して指摘したごとく、「の」・「が」の使用率において宇治拾遺物語と本書とは相対的に近いのである。両書は成立年時も近く、同じジャンル（説話文学）であることを考慮した場合、右の使用率の近似は当然であるかもしれないが、その「宇治拾遺物語」に例の「さたの」・「さたが」の区別がみられること、のみならず本位田氏によれば宇治拾遺物語の「の」・「が」一般について待遇表現上の区別がある由であるから、それに近似

する本書における両助詞についても待遇表現上の区別がみられるのではないかと考えるのも道理で、本位田氏が本書を部分的にはあるが比較検討のため引用されたのは正鵠を得たものと認められる。^(注22)

筆者は本位田氏の論を参照しながら、本書の両助詞の上接語の性格をくわしく検討し、待遇表現上の差異の有無、差異がある場合それはいかなる性格の人物を基準として為されているのか、それは橘成季にとってどのような意味を有するのか等を考えてみたい。

(五)

すでに第二節以下、表現類型の立場から上接語の性格を論じた時に指摘したごとく「が」助詞に上接する体言はほとんどが人間（普通人名詞・固有人名詞）に関するものである。これが「が」助詞の用法を大きく特色づけることになる。ついで、代名詞・数詞もあらわれるがいずれも人物に関する場合が大勢を占める。人物以外の事例としては、既述の「玄象」(315)・「良道」(315)のごとく、もと人名に由来するかと思われる琵琶の名器の名称とか、「うき島が原」(371)・「鼻が覚」(504)・「あさちがすゑ」(540)のとき成語の一部を為す場合、「鞠の性」(325)のごとく擬人法として用いられたものがあって右の成語の事例も広義の擬人法的な用法とみれば、いずれも人間につながる事例として認め得るであろう。他に「顕季卿本」(182)・「進退」(415)等人物以外の事例もあるがごくわずかである。

一方、「の」助詞の上接語としては人間以外の体言も多くバラエティーに富むことも既述した。

これ等の事実を前提として「の」「が」両助詞の実態を眺めることにす
る。

- (1) おとゞは、成佐が弟子にてをはしましけり (367)
 - (2) 小殿、高倉判官章久がもとへ行ていひけるは (351)
 - (3) 俊恵法師がもとよりつたはりて (182)
 - (4) 家隆卿の女のさぶらひけるが申けるは (265)
 - (5) 関白の御隨身は御車のさき、左府の御隨身は御車の後 (109)
 - (6) 宮内卿業光卿のもとに、盃酌の事ありけるに (531)
- 文例(1)～(3)は「が」助詞、(4)～(6)は「の」助詞の事例である。(1)は「が」

助詞の上接語固有人名詞が実名をもってあらわれる場合で本書においても
事例が多い。(2)は「官職名+実名」の形式であらわれた場合、(3)は僧名を
もってあらわれた場合で、これ等の人名はいずれも「が」助詞専用、
「の」助詞が下接することはない。次に(4)は「実名+卿(敬称)」の形式で、
「の」助詞においてはこのような敬意をあらわす語が実名につく場合が多く、
(1)のごとき実名がそのまま「の」助詞につくことはすくない。(5)は貴人を
実名で呼ばずその職名をもって示す場合で、これ等の事例においては(5)の
ように「御」等の敬意を示す語(接辞)がつく場合が多い。(6)は「官職名
+実名+敬称」の形式である。(4)から(6)の人名はいずれも「の」助詞専用
で、「が」助詞に上接することはない。

右の事例からして、両助詞について上接語の性格よりくる用法上の差異
があると認められ、その差異とは身分の上下による待遇上の差異ではない
かと考えられる。

右の推定をさらに確かにする為に、本書における「の」「が」助詞の上

接語のうち固有人名詞、普通人名詞について分類しそのあとで検討を加え
る。

- (A) 固有人名詞
 - (a) 「が」上接語
 - (ア) 実名
 - (i) 康季・隆方・経仲・佐国・国文など 115名151例
 - (ii) 武田・畠山 2名2例
 - (iii) 橘正通・多政方・大神基賢など 17名17例
 - (イ) 官位職名+実名
 - (i) 備後守季通・若狭前司頼度など 32名32例
 - (ウ) 実名+官位職名
 - (i) つがふの馬允 1名1例
 - (エ) 僧名
 - (i) 隆覚・性空・勝覚など 16名20例
 - (ii) 阿闍梨覚叡・権少僧都覚長・泰覚法印など 13名13例
 - (オ) 通称
 - (i) 天竺冠者・鬼同丸・はらくじりなど 22名24例
 - (カ) 外国人
 - (i) 李將軍・養由基・元稹・潘安仁など 6名7例
 - (b) 「の」上接語
 - (ア) 実名(+敬称)
 - (i) 雅経・博雅・季通・人丸・公実など 18名24例
 - (ii) 伊通公・定家卿・清輔朝臣など 26名29例

	(イ) 官位職名+実名(+敬称)	
	(i) 大宮右府俊家・式部卿為平など	12名12例
	(ii) 大宮大納言隆季卿・左京大夫顯輔卿など	22名22例
	(ウ) 実名+官位職名	
	(i) 通方の大納言・齊信の大納言・通成中将など	9名10例
	(エ) 僧名	
	(i) 澄月上人・公也上人・弘法大師・壺坂の僧正など	21名26例
(カ) 通称		
	(i) 円融院・後鳥羽院・鳥羽法皇など	15名18例
	(ii) 欽明天皇・用明天皇・推古天皇など	6名7例
	神功皇后・待賢門院・小野皇太后宮など	6名6例
	(iii) 堀川左大臣・八条相国・後京極殿など	53名63例
	(iv) 小式部内侍・小宰相局・按察どりなど	6名6例
	(v) さほ〔こりさほ〕・馬殿〔つがふ〕	2名2例
	(カ) 外国人	
	(i) 三皇五帝・伏羲氏・玄宗など	4名4例
	(ii) 尼父・白樂天・廉承武など	5名8例
(キ) 準人物		
	(i) 住吉大明神・天神・あまてる御神など	14名29例
	(ii) 釈尊・観音・勢至菩薩など	13名23例
(iii) 鬼王(炎魔王)		2名3例
(iv) 七夕(ひこぼし)		2名2例

以上の分類は固有人名詞(通称、準人物のごとく実名はあらわれないが、つねに特定の人物を指す場合はここにふくめて考えた)について「の」・「が」両助詞を(a)(b)比較対照できるようにならべたものである。

「が」助詞の場合、(a)―(ア)のごとく実名のままによる人物呼称が大勢を占めることはまず注意しなければならないであろう。実名による人物呼称は本来忌避される傾向にあるのだから、本書のごとく実名を「が」助詞で承接する傾向がつよいのはそこに待遇表現上の意識があるのではないかと考えねばならない。これに対して「の」助詞の場合(b)―(イ)のごとく実名の下に「の」助詞を下接する次のような事例もあるが少数である。

(7) それよりあまねく尋ければ、この雅経のよみたるなりけり (69)

(8) 博雅のむまるゝ所にいたりにけり (201)

(9) 公行は公実の孫なり (171)

これ等は説話文学の地の文にあらわれ、その説話性の故に前文に「―卿」としてかかげたものをここで再掲するにあたり敬称を略して実名のみまかかげた場合が多い。それよりむしろ実名の下に敬称をつけた(b)―(イ)―

(ii)、

(10) 伊通公の参議のとき (155)

(11) 定家卿の五位侍従にて侍ける時 (185)

の事例が多く、これは先の「が」助詞の用法にはみられないのであって待遇表現上の相違を示す一つの指標と考えられる。

次に(a)―(イ)(ウ)は、実名に官位職名が上接または下接する場合であるが、これは(b)―(イ)(ウ)に対応し、事例数の上からはきわだった対照を示さない、そしていずれも(イ)の方が(ウ)の方より優勢である。ただ注意すべきは(b)―(イ)

―(ii)に示したごとく「官位職名+実名+敬称」の形式がめだつことである。事例をあげる、

(12) 大宮大納言隆季卿の奉行にて仰下されけり (288)

(13) 左京大夫顕輔卿のもとへ、或人ことをしてをくりたりけるに (478)

(14) 造管の事は、権大納言実雄卿の沙汰とぞきこえし (262)

この用法も「が」助詞にはみられず、「が」助詞では、

(15) 備後守季通が御前に臥たりけるに (379)

(16) 十六日の暁、河内守繁雅が夢に (66)

(17) 三蔵にて、大膳亮範綱がありけるが (485)

のごとく実名の下に敬称を附す事例がないのである。(b)―(ア)―(ii)とともに「の」・「が」両助詞の待遇表現上の相違を示す上で注目すべきものと考えられる。

次に僧名について言えば、(a)(b)いずれも僧名に僧位・称号等を上接または下接する事例が共通してあるが、ここでも僧位・称号などを附さず僧名のみを「が」助詞に接する事例があつて注目される。すなわち、

(18) 隆覚が方のつは物、寺中へ乱入んとするあひだ (59)

(19) 淨蔵が云「生年七歳より父母のふところを出て (中略)」といふ (82)

(20) 「これは性空がかたちをうつし給ゆへに (下略)」 (311)

(21) 寂蓮が堀にて同宿したりけるに (185)

(22) 澄憲が高名ふしぎ、此事に侍り (343)

文例(20)のごとく会話文中自称のように用いられた事例もあるが一方で地の文において用いられるものも多いのである。これも「の」助詞にはみられぬ「が」助詞特有の用法と考えられる。

(a)―(イ)は固有人名詞とはいえないかもしれないがそれに準ずるものとして「通称」の名称の下に示した。この場合「通称」の名の下にあらわれる人物は、大殿・小殿・鬼同丸のごとき悪人をはじめ、博徒の天竺冠者、下人の三郎冠者、相撲の腹くじり、女性においても力女の大井子、白拍子のふとだまわう、美女沙金など当時の社会において下層に属する人々が大勢を占め、わずかに相撲・尾張・小侍従・讃岐・高倉などの女房が散見するにとどまる。一方、(b)―(イ)として示した「の」助詞の場合は、院(法皇)・天皇・皇后などを頂点として大臣などの上層の人々が大勢を占め、女房階級が若干あるにすぎない。ただし次の二例、

(23) さりとも今は、馬殿の召籠はゆり給なむと悦あへりけり (276)

(24) 驚恐て、そのさほのことを尋らるゝに (61)

文例(23)は犯人馬允渡辺番(つが)を「の」助詞で承接したもので、「番が親類・郎等ども」と「実名+が」の形式をとりながらその「親類・郎等ども」の心中語としてあるために「の」助詞を用いているのであろう。文例(24)は「いやしき下臈」なる「こりさほ」に用いられた事例であるが、神明より格別のあはれみを受けた故に「の」助詞による待遇となつたと考えられる。すなわち右の二例は特別の理由があるものであつて、これ等をとれば「通称」においては身分の上下による待遇表現の相違がきわだってあらわれていると思われる。

「外国人」については(a)(b)とも事例数がすくなく、はっきりしたことは言えないが、「の」助詞の場合「三皇五帝」・「伏羲氏」・「玄宗」などとあるのを見れば、やはり待遇上の相違があるのかもしれない。

終りに、(b)―(イ)として示した「準人物」に注目したい。(i)(ii)はそれぞれ

神・仏の事例で、「が」助詞による承接は一例もない。(iii)の「鬼王(炎魔王)」の事例はいずれも「の」助詞承接で、次のiv)「七夕(ひこぼし)」と同じく例外はない。これを要するに「準人物」については「ソト扱いの人物」(大野氏)として一貫して「の」助詞によって承接しているのである。

以上、固有人名詞について、「が」・「の」上接語の性格を比較検討して来たが、その結果身分の上下による待遇表現上の差異がみとめられると考えられる。

(六)

古今著聞集に登場する人物の中には第五節であげた固有人名詞のごとく実名や通称であらわされたものもあるが、一方その人物の身分・階級・性別・職業等でもって間接にその特定の人を示す場合も多い。これ等が「の」・「が」両助詞に上接した場合をここで検討したい。

- (25) 海賊が舟に幕引まはして楯つきて (347)
- (26) ねいりたるいもじがえぼうしをとりてきてけり (431)
- (27) さて遊女がねたるぬりごめのもとにいたりて (431)
- (28) 或なま侍がもとに、草をうりてきたりけるを (188)
- (29) 隣なりける腰居がぬすみたるけんぎありて (346)
- (30) 一二番、上達部の中にさだめやられざりけるを (315)
- (31) 殿下、女御殿の御方の女房をともなはせ給て (150)

(32) 先わがおとこのわるさ心うくおぼえけり (252)

(33) まへに江次郎といふ格近者のありけるが (487)

(34) なにとなくて強盗の中にまぎれまじはりにけり (344)

文例(25)~(29)は「が」助詞に上接したもの、文例(30)~(34)は「の」助詞に上接したものである。これ等両助詞に上接する普通人名詞の性格をながめるに、海賊・いもじ(鑄物師)・遊女・なま侍(官位の低い侍)・腰居(いざり)等「が」助詞に上接する人物はいずれも当時の社会において下層の人々とみられる。一方、「の」助詞に上接する人物としては、上達部・女御殿のごとき上層の人物もいるが、おとこ(夫)のごとく身分の上下の基準の埒外にある人物とか、格近者(雑役の侍)・強盗のごとき下層の者、悪人などをもふくむ注目すべきであろう。「の」助詞はその用法の広さの故に承接する対象は「が」助詞にくらべて当然、広範囲に及びバラエティーに富むことになるのであるが、今問題にしている待遇表現上の区別についていえば、下層の人々に対して「の」・「が」両助詞いずれも接している事実をどのように解釈すべきであろうか、ここで本書にあらわれる普通人名詞についてそれぞれの属性に応じて分類検討してかかげると次のようになる。

(B) 普通人名詞

(a) 「が」上接語

(イ) 皇族……………天皇

(イ) 官人……………卿・中納言・民部丞・主殿官人・近衛舍人・大夫・

庁官・朝臣・衛士・釜殿・雑掌・主典代・女官・番

匠・兵士

(ウ) 神職……………神主・社司

(エ) 僧尼……………法印・入道・尼(公)・僧・小法師原・法師・弓と

りの法師

(オ) 下層職業人……………あまども・いもじ・神崎の君・下人・念珠引・蒔絵

師・山ぶし・遊女・わかたう・なまつ・むばら

(カ) 悪人……………悪徒等・海賊・逆臣・犯人

(キ) 人間関係……………主・ぬし・翁・男・女・父・母・妻・大童子・小童

・小冠・後家

(ク) その他……………腰居・故人・しら人・病者・諸人・物(者)

(b) 「の」上接語

(ア) 神仏……………大神・神・十六善神・諸国諸神・神明・地神・仏・

不動・明王・大聖・天人

(イ) 皇族……………院・新院・童親王・先皇・法王・皇太后・皇后宮・

母后・女院・貞観の帝・主上・一の人・新主・帝王

・帝・后・准后・中宮・女御・女御殿・太子・宮・

宮ばら

(ウ) 官人……………大相国・前相国・左府・左大臣・右府・右大臣・内

大臣・撰籙・関白殿・大納言・中納言・納言・公卿

・卿・上達部・将相・左大将・右大将・大将(家)

・中将・少将・将军・帥・中宮大夫・右衛門督・貫

首・(なま)藏人・頭亮・内弁・馬助・先生殿・職

者・執筆・奉行・史生・朝臣・官人・近衛司・近衛

舍人・御隨身・兵士・格近者・青侍・田舎侍・侍・

侍学生

(エ) 神職……………神主・社司

(オ) 僧尼……………御室・大師・天台座主・僧正・僧都・法印・上人・

ひじり・いき仏・相国入道・入道殿・入道・入道将

軍・尼(うへ)・僧・山僧・住僧・老僧・法師・侍

法師・沙門・山ぶし・阿弥陀経の持者・行者

(カ) 下層職業人……………海士・夫(ぶ)・舞人・山守・山たち・力士・うば

(キ) 悪人……………敵・強盗・賊徒・盗人

(ク) 人間関係……………あるじ・主・主君・ぬし・翁・老翁・おとこ・女・

親・父・(御)母・母儀・父母・おとこ(夫)・妻・

夫婦・御子・子・子孫・子息・(生)児・大童子・

童子・童・みなし子・むすめ・小人達・小人・兄弟

・女房・私・おのこ(ども)・げす男・下臈・弟子

(ども)

(ケ) 異類……………鬼・餓鬼・畜生・天狗・ばけ物・魔・妻どり・もの

(のけ)・夜叉

(コ) その他……………おとど・殿下・殿・御前・君・御方・三品・貴人・

尊廟・権者・善知識・願主・亭主・幕下・別当・北

政所・北のかた・御めのと・賢臣・忠臣・殿上人・

先達・地殿・化人・馬ぬし・勝方・作者・上手ども

・儒者・證人・直人・使・取手・蕃客・唐人・非人

・凡夫・客人・山うど・寄人・こしをれども・産婦
 ・死人・病者・故人・古人・衆生・人倫・諸衆・大
 衆・民・人間・人・諸人・者・もろもろ

以上煩をいとわず本書に表記された体裁で示したが、これで一応全部を網羅したことになる。これについて説明を加える。

(b)―(ア)のごとき「神仏」については、すべて「の」助詞をもつてうけるのは当然であろう。

次に、(a)―(ア)で「天皇」があらわれるが、これは宣命の詞としてあらわれる

(35) 天皇賀詔旨良麻止掛畏支其大神乃……………(58)

のごとき自称に準用したもので特殊な場合である。「の」助詞の場合は、院・皇太后・帝・などと広く用いられて居り、両助詞の待遇上の区別があるように思われる。

官人については、「が」助詞の場合相対的に身分の低い人物を承接しているが、中で、

(36) 「此卿が筆はたゞ物にあらず」(206)

(37) 普賢寺入道殿、彼卿がもとへつかはされける(413)

(38) 「此中納言が相撲このむがにくきに、くじりまろばかせ」(302)

のごとき事例は注目される。しかし、文例(36)(38)は会話文で会話の主体は(36)が後三条院、(38)は父君であって相対的に上位の発話によるゆえ「が」助詞が用いられたものであろう。文例(37)も、普賢寺入道殿という上位者の意志の及ぶ対象として「が」助詞が用いられたと解釈すればよい。すなわち「が」助詞に上接する普通人名詞のうち官人については待遇価値があると

みてよい。一方、「の」助詞の場合は、(b)―(ウ)で示したごとく大相国・左大臣・右府など最高位の人物にも広く用いられているのは当然であるが、一方「近衛舍人」のごとく、

(39) 「近衛舍人がむすめ、なにゝかはのるべき」(416)

(40) 「近衛舍人のちかくるたるやある」(379)

両助詞いずれをもうける事例がある。さらに「の」助詞の場合文例(39)で示した「格近者」の事例とか、

(41) 前にありける青侍のつけ侍ける(478)

(42) 或田舎侍の申けるは(472)

(43) 大監物藤原守光は侍学生の中には名譽の物にてなむ侍ける(391)

のごとき事例も散見し、身分の上位、中位、下位いずれに対しても用いられている。

神職・僧尼についても「官人」の場合と類似したところがある。神職の場合、

(44) 晩頭に此権守、神主が家の前をとをりけり(418)

(45) 「神主の弟子に侍従大納言あり」(329)

においては、文例(44)は先に「松尾神主頼安がもとに」とあるをうけて「が」助詞で待遇し、文例(45)は先に地の文で「賀茂神主宗平が家」とあるのの上に鞠の故実の師として発話の中では「の」助詞をもって待遇したと考えられ区別がある。一方、

(46) 社司忘却其名が夢に(68)

(47) 或社司の夢に(58)

のごとき事例ではその名の不明の社司に対して「の」・「が」助詞が共用さ

れて待遇上の区別は認められない。僧尼の場合、御室・大師・座主・僧正・上人・ひじり等についてはもっぱら「の」助詞専用であるが「法印」について一例、

(48) 「同法印が家の例飯を、米の飯にしたりければ」(486)

「が」助詞の事例があるのは、風がわりの詠歌をする法印を揶揄する意識があるようである。その他、入道・尼・僧・法師については両助詞共用で区別はないが、

(49) 「……さりとてはとて、小法師原がとりとゞめんとし候が」(316)

(50) 「入道殿の御宿執にてひかせ給にや」(391)

(51) 入道將軍の見参に入たりければ(535)

のごとく「小法師」の下に軽侮の意をふくむ複数の接辞「ばら」がつくと「が」助詞、「入道」の下に「殿」・「將軍」がつくと「の」助詞と使いわけられている。

次に当時の社会において下層職業人として考えられた人々に対して「が」助詞専用かというところではなく、「の」・「が」両助詞共用の事例が多いのである。その中で、

(52) あまどもがなげきてなくとみて(521)

(53) ぬれにけりしほくむ海士のふち衣(152)

は同一の職業でありながら、文例(52)は「ども」という接辞を下接して「が」助詞をもって待遇した事例であろう。

悪人に該当する人物についても本集においては両助詞いずれの場合もある。すなわち、明確な待遇意識をもって一貫した区別を示さないごとくで

あるが、中で、

(54) 此時彼守屋の逆臣が邪見を(72)

(55) とをくはしりて逆臣がむねにあたりて(72)

文例(54)の「守屋の」の「の」助詞は同格的用法と考えられ、守屋即逆臣の意であろう。その大連の地位たる守屋を同説話では「守屋の臣」・「守屋が家」と両助詞で共用しながら特に「仏法を滅亡」させようとしたことに力点を置き「逆臣」については「が」助詞によって待遇したと考えたい。一方、「の」助詞に上接する

(56) 其時、相撲なにかしとかやいふ上手ありけり。敵の腹へ頭を入れて(301)

(57) 海賊に向ていはく「……賊徒のために害されんとす。……」(341)

(58) その盗人のよみ侍ける「はさまれて……」(349)

について、文例(56)は「敵」といっても相撲の相手で、「敵」なる語に待遇価値が稀薄になったもの、文例(57)は筆築師用光が「賊徒」にむかって懇願している発話の中である為「が」助詞を避けたもの、文例(58)は歌を詠む風流な盗人に対して「が」助詞を避けたものと解釈することができる。以上のごとく待遇上の区別があるようにみえる事例もあるが、既述のごとく一貫しているわけではなく両助詞共用の場合もあるのである。

次に、人間関係を示す語としてまとめたものは、待遇表現がまさに人間関係を中心にした価値表現であるためにその文脈の中の相対的な上位、下位の関係によって「の」助詞をとるか「が」助詞をとるか決定する場合が多いから、主・翁・男・女・父・母・妻・大童子など両助詞いずれも接し得るのは当然なことと考えられる。例えば、同一の語

(59) 永親が家と此主が家と向あはせにてちかゝりければ(443)

(60) 家あるじのあはれみ、又優なり(351)

文例(59)は「永親が」と待遇される人物との対応関係において「此主が」と「が」助詞が用いられ、文例(60)は盗人にさえあわれみ心をもった「家あるじ」を「の」助詞によって待遇したと考えるのである。また、

(61) 御弟子どもの悲歎しけるをき、給て(76)

(62) 軍のおのこどもの鑑みな白妙になりけり(272)

(63) あやしげなるげす男の、禅林寺僧正に……(477)

(64) 下藤のきる手なしといふ布着物きて(525)

文例(61)(62)はいずれも「ども」という接辞を下接しながら文脈上積極的に卑下すべき人間関係ではないから「の」助詞を用いてあり、文例(63)(64)においても「げす男」・「下藤」と語自体には価値表現をとめないながら、文脈の上では卑下すべき対象としてあつかわれていないので「の」助詞によつたものと思われる。

次に(b)ㄱとして示した「異類」であるが、これは「が」助詞によつて用いられた事例は一例もない。編著者成季は異類なるが故にそれを自己とは離れたものとしてとりあつかい、ソト扱いの対象にしたと思われる。

(65) 昔、彼間に鬼のすみけるを鎮られける故に(309)

(66) 「……うへ忍びがたきは、餓鬼のかなしみをむくふ也」(94)

(67) ばげ物のしはぎにこそ(460)

文例(66)のごとき会話文の中の事例もあるが大部分は地の文にあらわれ説明的、記述的文脈の中で登場し成季との距離を感じさせる文体である。

終りに、「その他」として一括して示した人物について述べる。

おとど・殿下・御前・三品・貴人など上位者に対してはもっぱら「の」

助詞を用い、「が」助詞は全く用いていない。ここには待遇意識があると考えられる。一方、「が」助詞の用いられた事例は、既出の文例(59)のほかに

(68) 「さは、きりて捨給し故人がために、……」(430)

(69) 「……たゞのしら人が強盗とみづから名乗て」(351)

(70) この病者が家は、たゞ東にてぞ侍ける(216)

(71) 諸人がこりの水をひとりと汲ければ(60)

(72) 「……汝ほどの物が、貞弘をよびて庭乗せさせて……」(289)とあらわれる。

文例(69)は盗人としての腰居に対する侮蔑の感情があると考えられ、類語たる歌語

(73) ……こしをれどもこえてきつらん(419)

とは性質をことにする。文例(68)は同話中に、

(74) 「これは故ひとのためよ」(430)

と、会話の主体を同じくする事例があるが、(68)は「故ひと」に対する発話者の感情が昂揚する文脈の中にあつて用いられて居り、「が」に待遇表現上の価値があるとみてよい。文例(69)は、自身強盗であることを認めた小殿が判官に自己を卑下して「が」助詞を用いたのである。文例(70)では、同話の中に

(75) 「あやしき事なり」とて、則あひ共に病者のもとへ行ぬ(216)

とあつて、「の」・「が」混用されている。(70)の「が」助詞の場合は「山かの中納言局の家」に対する待遇意識がつよく、一方(75)の「の」助詞の場合はそれが稀薄であると解釈される。文例(71)では、人夫としての諸人を「が」

助詞で遇したものであろうか。

(70) 題・位署ばかりを書いて、諸人の歌をきて後(144)
のごとく「殿上人」をさす「諸人」は「の」助詞で遇して居り表現価値に
ちがいがみられる。文例(7)においては、播磨府生貞弘がこわれて陰陽師の
馬に試乗した後わがものにせんとして陰陽師につめよる時のことばで、愚
か者陰陽師への蔑視感があると思われる。本書にあらわれる「者」の事例
は(7)の一例をのぞきすべて「の」助詞が用いられて居る。「者」のごとき
普遍的・一般的普通人名詞は「の」助詞によるのが当然なことであり、中
で右の文例(7)のように「が」助詞に上接する場合は待遇意識をはっきりよ
みとることができると思われる。

以上、普通人名詞について検討を加えた。普通人名詞の場合は先の固有
人名詞に比較して両助詞による待遇表現上の差異が顕著ではない。すなわ
ち「の」・「が」両助詞のいずれにも承接する事例があつて区別が明確では
ないようである。しかし中には文脈上の相対的な身分の上下関係などを軸
として微妙に使われられている事例も数多くあることをすでにながめた
通りである。

第五・第六節において、「の」・「が」両助詞は固有人名詞を承接する時
にその待遇表現上の使いわけがより顕著であることがはっきりした。そこ
で橘成季にとって官人としての立場からその使いわけの基準というものを
どこにおいたのか、以下固有人名詞を中心としてその官位職名のありよう
を具体的にたどり明確にしてゆくことにする。

〔注〕

- (12) 傍線は筆者、以下おなじ。なお、宇治拾遺物語の依拠テキストは日本古典文学大系本
- (13) 富士谷成章「あゆひ抄」三、御杖「俳諧天爾波抄」
- (14) 山田孝雄「奈良朝文法史」(宝文館)
- (15) 青木侂子「奈良時代に於ける連体助詞「ガ」「ノ」の差異について」(国語と国文学29巻—7号)
- (16) 此島正年「古代における格助詞「ガ」「カ」」(国学院雑誌五七—七)、「国語助詞の研究」(桜楓社)
- (17) 安田喜代門「助詞ガの研究——勅撰集の詞書の中から——」(国学院雑誌五七—七)
- (18) 桑原淑子「古代における待遇表現」(国語国文学38・5)
- (19) 森野宗明「『四条宮下野集』における敬語——中古末における待遇語彙について——」(金沢大学教養部論集四)
- (20) 東郷吉男「平安時代の「の」「が」について——人物をうける場合——」(国語学75)
- (21) 土井忠生「近古の国語」(国語科学講座V)
- (22) 小林好日「助詞「が」の表現価値」(国語と国文学一五—一〇)、「国語学の諸問題」岩波書店、所収)
- (23) 寿岳章子「室町時代の「の」・「が」——その感情価値表現を中心に——」(国語国文学二七—七)
- (24) 春日正三「日蓮聖人と遺文の国語学的研究(3)——助詞『の』・『が』の待遇意識——」(立正大学人文科学研究所年報七)
- (25) 本位田重美「宇治拾遺物語における蔑称の「が」について」(日本文芸研究七—四)
- (26) 山崎久之「助詞「の」「が」の表現的価値——尊卑説批判」(群馬大学紀要、人文科学編二—五)
- (27) 注(26)に同じ。
- (28) 小林好日氏にも、古今著聞集について若干の引用事例あり。(注22の論文参照)

(昭和五三年九月三〇日受理)